

# 告示

## 埼玉県教委告示第十号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第二十七条第五項の規定により、次の表に掲げる埼玉県指定有形民俗文化財は令和二年三月十六日をもって指定を解除された。

令和二年三月二十七日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

種類	名称及び員数	所在地	所有者 (管理者)	指定年月日
有形民俗文化財	田子山富士塚 一基	埼玉県志木市本町 二丁目一七〇五番 地	宗団法人敷 島神社（田子 山富士保存 会）	平成十八年三月 十七日